

三重とこわか国体・三重とこわか大会 伊勢市実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会会則（平成31年4月25日決定。以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、伊勢市国体推進局内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に、別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる伊勢市職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局員として臨時・嘱託職員を置くことができる。
- 3 前2項の職員は、三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局課長は、事務局員の事務を掌理するとともに、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年11月1日伊勢市規則第20号）の例による。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。

- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、伊勢市事務決裁規程（平成17年11月1日伊勢市訓令第3号）に規定する特に重要な又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、事務局長が会長の決裁事項を代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、別表第4のとおり、事務局員のうち事務局長があらかじめ指名する者が事務局長の決裁事項を代決する。

(文書の管理及び取扱い)

第10条 文書には、「国体伊実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

- 2 処理済みの文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。
- 3 会則第20条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を伊勢市へ引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、伊勢市文書管理規程（平成17年11月1日伊勢市訓令第6号）の例による。

(公印)

第11条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ及び書体は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、伊勢市公印規則（平成17年11月1日伊勢市規則第7号）の例による。

(旅費及び費用弁償)

第12条 職員の旅費の額及びその支給方法については、伊勢市職員の旅費に関する条例（平成17年11月1日条例第5号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について、費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年11月1日伊勢市条例第36号）の例による。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

(予算)

第13条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第14条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第15条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第16条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第17条 第12条から第16条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、伊勢市会計規則（平成17年11月1日伊勢市規則第42号）及び伊勢市契約規則（平成17年11月1日伊勢市規則第48号）の例による。

(補足)

第18条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
(5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	国体推進局長
事務局次長	国体推進局次長
事務局課長	国体推進局国体総務課長
	国体推進局国体競技課長
事務局職員	国体推進局国体総務課職員
	国体推進局国体競技課職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長	事務局課長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関する こと。	重要なもの		軽易なもの
(2) 臨時・嘱託職員等の任免 に関すること。			○
(3) 臨時・嘱託職員等の服務 に関すること。			○
(4) 事務の分担に関するこ と。	事務局内各課に 跨ること		課内のみに属する こと

(5) 出張命令に関する こと。	実行委員会の委員 等並びに事務局長、 次長及び課長		事務局職員、 臨時・嘱託職員等
(6) 工事又は製造の請負に 関すること。	1件の予定価格が 5,000万円以上のもの	1件の予定価格が 3,000万円を超え 5,000万円未満のもの	1件の予定価格が 3,000万円以下のもの
(7) 物品の購入、賃貸借、 修理及び業務委託に関する こと。	1件の予定価格が 300万円以上のもの	1件の予定価格が 100万円を超え300 万円未満のもの	1件の予定価格が 100万円以下のもの
(8) 前2号以外の契約等に 関すること。	重要なもの		軽易なもの
(9) 予算の流用及び予備費 の充当に関すること。			○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局課長のうち事務局長があらかじめ指名する者
事務局課長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第5（第11条関係）

名 称	形 状	大 き さ	書 体	用 途
三重とこわか国体 三重 とこわか大会 伊勢市 実行委員会会長印	正方形	23ミリメー トル程度	れい書	会長名をもって する文書
三重とこわか国体 三重 とこわか大会 伊勢市 実行委員会事務局長印	正方形	23ミリメー トル程度	れい書	事務局長名を もってする文書